

豊橋市販路開拓支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市販路開拓支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、市内に事業所を有する中小事業者等が市場開拓又は販路拡張を図るための展示商談会、見本市等（物産展など主として即売を目的とするものは除く。以下「展示会等」という。）に要する経費に対して補助することにより、自立的発展を促すとともに、本市中小企業の経営基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「中小事業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体をいう。

(補助対象者等)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率（補助限度額を含む。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象としない。

(1) 本市に納付すべき市税を滞納している者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

4 補助金は予算で定める額の範囲内で交付するものとし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 市が別に行う補助金の交付対象となった事業は、補助事業としない。

(交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による交付の申請は、補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1)によるものとし、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、補助事業完了の日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 企業概要書(様式第2)
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 従業者数を証明する書類の写し
- (4) 経費の支払等を証明する書類の写し
- (5) 展示会等開催概要

(交付の決定及び額の確定)

第6条 規則第5条第2項の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による交付額確定通知は、補助金交付決定・確定通知書(様式第3)によるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行し、同日以後に展示会等へ出展した者について適用する。

附 則(平成19年3月31日決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月8日決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日決裁)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月31日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日決裁）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

補助事業区分	補助対象経費及び要件	補助対象者	補助率及び補助限度額
国内で開催される展示会等	<ul style="list-style-type: none"> - 展示会の主催者等に支払った費用。ただし市内の事業所が主体となって展示会等へ出展する事業であること。また、展示会は小間数が100以上又は総小間面積が900㎡以上の規模を有する名古屋市内、愛知県国際展示場及び県外で開催されるものであること。 - 展示会における通訳に要した費用。ただし1日につき3万円を限度とする。 	<ul style="list-style-type: none"> - 市内に本店（個人については住所及び主たる事業所、団体については主たる事務所）を有すること。 - 全従業員数が100人以下であること。 	<p>補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体から助成額を差し引いた額の2分の1の額で、30万円を限度とする。ただし、一の申請者につき本補助事業区分における申請は1回までとする。</p>
国外で開催される展示会等	<ul style="list-style-type: none"> - 展示会の主催者等に支払った費用。ただし市内の事業所が主体となって展示会等へ出展する事業であること。また、展示会は小間数が100以上又は総小間面積が900㎡以上の規模を有する国外で開催されるものであること。 - 展示会における通訳に要した費用。ただし1日につき3万円を限度とする。 - 渡航に係る宿泊費及び航空賃（燃油特別付加運賃、空港施設使用料、航空保険料等を含む。）とする。ただし、宿泊費は1人1泊1万円、航空賃は1人往復5万円（エコノミークラス以下の利用）で、2人分を限度とする。 	<ul style="list-style-type: none"> - 市内に本店（個人については住所及び主たる事業所、団体については主たる事務所）を有すること。 - 全従業員数が300人以下であること。 	
オンラインで開催される展示会等	<ul style="list-style-type: none"> - オンラインで開催される展示会の主催者等に支払った費用。ただし、開催期間が定まっているものに限る。 - 主として事業者を取引の相手方とするために申請者の技術や製品等を紹介するウェブコンテンツや動画の製作費。 	<ul style="list-style-type: none"> - 市内に本店（個人については住所及び主たる事業所、団体については主たる事務所）を有すること。 - 全従業員数が300人以下であること。 - オンラインで開催される展示会等へ出展又は登録していること。（但し、ウェブコンテンツや動画の製 	<p>補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体から助成額を差し引いた額の2分の1の額で、30万円を限度とする。ただし、一の申請者につき本補助事業区分における申請は1回までとする。</p>

		作費については、継続的に登録していること。)	
--	--	------------------------	--

補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地

申請人 氏名又は団体名

及び代表者氏名

豊橋市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。また、実施した事業を次のとおり報告します。なお、補助金の交付に当たり税務資料を閲覧することは、差し支えありません。

補 助 年 度	年 度	補助事業の名称	販 路 開 拓 事 業
補助事業の目的及び内容			
交 付 申 請 額		円	
展 示 会 名			
会 場 名			
展 示 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日	
出 展 理 由 ・ 効 果			

内 容	金 額	備 考
小間料	円	
合 計	円	
国等からの助成金	有 ・ 無 (有の場合 助成金名 : 助成額 : 円)	
消費税納税状況	免税事業者・簡易課税制度適用者・一般事業者(本則課税)	

補助金の額及びその算出基礎			
補助対象経費	補助率	限度額	補助金交付申請額
円	1 / 2	300,000円	円

企業概要書

事業所名			
事業所所在地	〒□□□□-□□□□		
資本金又は 出資金の額	千円	従業員数	人
電話番号		FAX番号	
業種			
主たる事業内容 又は商品等			
備考			

※ パンフレット等がある場合は添付してください。

補助金交付決定・確定通知書

豊橋市指令（^{文書}番号）第 号

住所又は所在地
申請人 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定し、補助金額を確定したので、豊橋市補助金等交付規則第5条第2項及び第11条の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長 印

補助年度	年度	補助金の名称	豊橋市販路開拓支援事業費補助金
補助事業の名称		販路開拓事業	
補助事業経費精算額		円（補助対象）	
補助率		補助対象経費の2分の1の額 〔 限度額 300,000 円 〕	
補助金の交付確定額		円	
交付予定時期		年 月	